

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設 業課	令和5年度営繕 積算システム 等整備業務	R5.7.1	1,035,100	一般財団法人 建築コスト 管理システム研究所	東京都港区西新橋3-25- 33	第167条の2 第1項第2号	<p>営繕工事に伴う積算業務の効率化及び合理化を図る目的のため、昭和58年に旧建設省と都道府県及び政令指定都市が積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム開発利用協議会」を発足した。</p> <p>営繕積算システムは、本協議会からの依頼により(一財)建築コスト管理システム研究所が開発・整備し、著作権・所有権を有していることから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約
2	技術・建設 業課	BV CADソフト ウェア操作研 修業務委託	R5.7.26	924,000	株式会社 ビッグバン	東京都千代田区岩本町2 丁目8番12号 NKビル9 階	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、電子納品に対応するため、平成15年度の「土木建築部システム選定委員会」において選定され、平成15年12月9日付けで物品売買契約により購入し、平成16年度より稼働している「BV CAD沖縄版」の操作説明会を行なうものである。</p> <p>沖縄県庁用としてカスタマイズ・導入された同ソフトウェアは、(株)ビッグバンが開発したものであり、同社とはソフトウェアの随時改良及びエラー対応等のメンテナンス業務を契約している。</p> <p>随時改良が行われているBV CAD沖縄版の操作講習は、同ソフトウェアの開発者(メンテナンス業務受注者)と同一の者に契約を履行させなければ、最新バージョンでの講習が行なわれず、円滑な運用に著しい支障を生じるおそれがあることなどから、ソフトウェア開発者である(株)ビッグバンを契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約
3	技術・建設 業課	沖縄県建設産 業ビジョン推 進事業業務委託	R5.7.28	8,801,100	一般社団法人沖縄しまた て協会	沖縄県浦添市勢理客4丁 目18番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、本県の建設産業に対する理解、沖縄県建設産業ビジョン推進方策に関する企画提案能力及び業務遂行体制等が求められる。そのため、プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があった。選定委員会において企画提案内容等を審査したところ、良好な評価であったため、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	技術・建設 業課	令和5年度電子 納品保管管理 業務委託	R5.9.20	6,204,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7- 13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共施設情報管理システム」を活用し、電子納品(成果品データ)を保管管理するものである。併せて電子化されていない過去の成果(マイクロフィルム等)を電子化し、同システムに登録する事により、さらなる利便性の向上を図る。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターでは、沖縄県土木建築部所管の公共施設情報を統合的に管理する「公共施設情報管理システム」を構築し、電子納品の他、道路、河川、海岸等、各データの管理・提供を開始しているところである。</p> <p>同システムを活用した電子納品保管管理を実施することにより、台帳等の管理施設情報と連携して、工事、委託の電子成果品データが検索、取得できるため、これまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援が可能であるため、同システムに関する著作権・所有権を有する沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	河川課	河川情報システム保守点検業務委託(R5-1)	8月8日	3,740,000	沖縄パナソニック特機株式会社	沖縄県那覇市西2丁目15番1号	地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号	<p>沖縄県河川情報システムは、浸水被害の恐れのある県内の主要河川において雨量、水位計等の河川情報を収集、分析し、関係機関や沿川住民に迅速に伝達することにより水防活動や沿川住民の避難対策の支援に資することを目的としており、河川情報基盤整備事業により整備を進めてきたところである。</p> <p>本業務は沖縄県河川情報システムのうち、河川監視カメラシステム及び簡易警報装置の保守点検を行う業務である。</p> <p>本システムの不良は洪水等緊急時に河川情報の円滑な収集、伝達に支障をきたすことから機器の信頼度を常に良好に保つことは、河川管理及び水防業務を遂行する上で特に重要である。</p> <p>以上より、本システムの保守点検業務については、設置した者にシステムや設備の保守点検を履行させなければ、円滑な運用に支障を生じる恐れがあり、障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該設備の製作・設置者である沖縄パナソニック特機(株)と、特命随意契約とした。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	河川課	河川情報システム保守点検業務委託(R5-3)	9月19日	9,900,000	JRCシステムサービス株式会社 沖縄営業所	沖縄県那覇市壺川3丁目2番地4	地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号	<p>沖縄県河川情報システムは、浸水被害の恐れのある県内の主要河川において雨量、水位計等の河川情報を収集、分析し、関係機関や沿川住民に迅速に伝達することにより水防活動や沿川住民の避難対策の支援に資することを目的としており、河川情報基盤整備事業により整備を進めてきたところである。</p> <p>本業務は沖縄県河川情報システムのうち、雨量、水位等のデータを収集するシステムである河川及び砂防テレメータシステムの保守点検を行う業務である。</p> <p>本システムの不良は洪水等緊急時に河川情報の円滑な収集、伝達に支障をきたすことから機器の信頼度を常に良好に保つことは、河川管理及び水防業務を遂行する上で特に重要である。</p> <p>以上より、本システムの保守点検業務については、設置した者にシステムや設備の保守点検を履行させなければ、円滑な運用に支障を生じる恐れがあり、障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該設備の製作・設置者である日本無線株式会社と特命随意契約としたいが、日本無線株式会社は、R3年に子会社であるJRCシステムサービス株式会社へ本システム業務の管理移管をしているため、JRCシステムサービス株式会社との特命随意契約としたい。</p>	特命随意契約
7	港湾課	中城湾港(新港地区)物流機能高度化等検討業務委託(R5)	令和5年7月12日	9,867,000	株式会社ニュージェック 沖縄支店	沖縄県那覇市おもろまち三丁目6番7-203	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できることから、簡易公募型プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、2社から応募があり、提出された技術提案内容等を審査会において審査したところ、受注者として最も優れた提案を行った左記の業者が特定されたため、契約の相手方として契約した。</p>	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	都市計画・モノレール課	令和5年度ポータルサイト「風景結々」リニューアル等業務	令和5年7月5日	7,909,000	沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社	沖縄県那覇市松山1丁目2番1号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は業務実施体制、企画内容に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
9	都市計画・モノレール課	令和5年度沖縄県都市計画基礎調査・検討業務	令和5年8月10日	117,700,000	日本工営都市空間株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市金城5丁目5番地8	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を審査会において審査したところ、左の社の提案は予定技術者の経験・能力、企画内容に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
10	都市計画・モノレール課	令和5年度“美ら島沖縄”風景づくり協議会(情報発信部会)運営支援等業務	令和5年8月10日	4,279,000	沖縄しまたて協会・丸正印刷共同企業体 ①一般社団法人 沖縄しまたて協会 ②丸正印刷株式会社	①沖縄県浦添市勢理客4丁目18番1号 ②沖縄県中頭郡西原町小那覇1215番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式にて公募を行ったところ、左の社より応募があった。企画提案内容等を審査会において審査したところ、当該業務の履行に適していたため、契約の相手方として選定した。	
11	都市計画・モノレール課	令和5年度沖縄県景観評価システム運用支援業務	令和5年8月21日	12,804,000	パンフィックコンサルタンツ株式会社 沖縄支社	沖縄県那覇市前島3丁目1番15号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式にて公募を行ったところ、左の社より応募があった。技術提案内容等を審査会において審査したところ、当該業務の履行に適していたため、契約の相手方として選定した。	
12	都市計画・モノレール課	令和5年度沖縄らしい風景づくりに係る人材育成業務	令和5年9月7日	15,290,000	一般社団法人 沖縄しまたて協会	沖縄県浦添市勢理客4丁目18番地1号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式にて公募を行ったところ、左の社より応募があった。企画提案内容等を審査会において審査したところ、当該業務の履行に適していたため、契約の相手方として選定した。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	都市計画・ モノレール課	令和5年度沖 縄本島中南部 における広域 都市構造のあり 方検討委託業 務	令和5年 9月14日	15,202,000	株式会社国建	沖縄県那覇市久茂地1丁 目2番20号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を審査会において審査したところ、左の社の提案は企画内容に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
14	首里城復興課	令和5年度首 里城復興基金 事業木彫刻物 製作業務	R5.7.18	17,316,000	公立大学法人 沖縄県立芸術大学	那覇市首里当蔵町1丁目 4番地	第167条の2 第1項2号	本業務は、国から提供された仕様と当該分野の学識者による監修を受けながら、首里城正殿の木彫刻物を製作する業務であり、琉球王国時代の美術工芸品等の復元事業にも携わってきた実績や監修会議で選定された技術者が所属しているなど、本業務を遂行するうえで、不可欠な要件や能力を全て併せ持っているのは同法人において他には見当たらないため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号により、同法人を相手方として特命随意契約による委託契約を締結する必要がある。	特命随意 契約
15	首里城復興課	令和5年度県 民等参画促進 事業委託業務	R5.7.27	12,000,000	県民等参画促進事業共 同企業体 ①(有)アイディー・ブランド ②沖縄県琉球赤瓦漆喰 施工協同組合 ③(株)沖縄映像センター	①那覇市銘苅1丁目2番 22号 前幸ビル301号 ②沖縄県八重瀬町字宜 次695-4 ③沖縄県那覇市上之屋1 丁目18番36号 5階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	
16	首里城復興課	令和5年度首 里城復興イベ ント運営事業委 託業務	R5.8.31	27,000,000	株式会社シュガートレ イン・有限会社アイディー・ ブランド共同企業体 ①(株)シュガートレイン ②(有)アイディー・ブランド	①那覇市首里儀保町2丁 目13番地 2階 ②那覇市銘苅1丁目2番 22号 前幸ビル301号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は、魅力的なイベント内容を提案したことから、特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	首里城復興課	令和5年度首里城地区交通・観光マネジメント計画検討調査等業務委託	R5.7.20	31,361,000	株式会社 国建	那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	
18	首里城復興課	令和5年度首里城公園管理体制構築検討業務委託	R5.7.31	25,520,000	株式会社 国建	那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	
19	首里城復興課	首里城公園管理センター増築等工事実施設計業務	R5.8.23	22,518,100	(株)国建・(株)環境設計国建設計共同企業体 ①(株)国建 ②(株)環境設計国建	①②那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	本業務で設計する首里城公園管理センターは、世界遺産の緩衝地帯に位置していることや文化財包蔵地であること、建築基準法第48条の用途規制など調整事項が多く、基本設計段階からの継続した調整事項が多岐に渡ることから、迅速かつ円滑な業務遂行のため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
20	首里城復興課	令和5年度見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託	R5.8.28	35,420,000	丸正印刷(株)・SCSK(株)共同企業体 ①丸正印刷(株) ②SCSK(株)	①西原町字小那覇1215番地 ②東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	
21	首里城復興課	令和5年度中城御殿御内原・表御殿西側エリア実施設計業務	R5.9.25	101,533,900	(株)国建・(株)都市建築設計・(株)環境設計国建設計共同体 ①(株)国建 ②(株)都市建築設計 ③(株)環境設計国建	①那覇市久茂地1-2-20 ②那覇市古波蔵4-1-1 ③那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	住宅課	令和5年度県 営住宅建替事 業におけるPFI 導入可能性調 査業務	令和5年8 月24日	16,830,000	株式会社 長大 沖縄支 店	沖縄県那覇市泉崎一丁 目10番3号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定審査会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
23	住宅課	令和5年度住宅 関連情報提供 事業及び技術 者育成事業委 託業務	令和5年7 月24日	8,328,100	令和5年度住宅関連情報 提供事業及び技術者育 成事業委託業務 一般社 団法人沖縄県建築士事 務所協会・公益社団法人 沖縄県建築士会共同企 業体	沖縄県浦添市西原1丁目 4番26号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者(2社の共同企業体)から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、提案力及び専門性に優れており、総合得点が評価最低基準を上回っていたこと、1者のみの応募であったことから、契約の相手方として選定した。	
24	住宅課	住宅セーフティ ネットに係る市 町村支援業務	令和5年8 月21日	10,938,400	株式会社 ディー・プラン ニング沖縄	沖縄県那覇市金城五丁 目11-2	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、提案力及び専門性に優れており、総合得点が高かったため、契約の相手方として選定した。	
25	施設建築 課	県営団地昇降 機改修工事(嘉 手納高層・上之 屋市街地)	令和5年8 月25日	129,789,200	沖縄東芝エレベータ(株)	沖縄県那覇市字銘苅18 0-7	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	本工事は、県営嘉手納高層住宅及び県営上之屋市街地住宅に設置されている既設エレベーターについて、改修工事を行うものである。当該エレベーターは、メーカーの東芝エレベーター(株)の県内代理店であり施工業者である沖縄東芝エレベーター(株)により設置されている。 エレベーターは各社独自の技術により製造されており、メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修ができないという現状がある。そのため、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであると思慮される。このことから、左記相手方と随意契約を行った。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	施設建築課	県営安岡市街地住宅・真玉橋市街地住宅昇降機改修工事	令和5年9月6日	84,480,000	沖縄菱電ビルシステム(株)	沖縄県那覇市久茂地1-3-1	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	本工事は、県営安岡市街地住宅および真玉橋市街地住宅に設置されている既設エレベーターについて、改修工事を行うものである。 当該エレベーターは、メーカーの三菱電機ビルソリューションズ(株)の県内代理店であり施工業者である沖縄菱電ビルシステム(株)により設置されている。エレベーターは各社独自の技術により製造されており、メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修ができないという現状がある。そのため、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであると思慮される。このことから、左記相手方と随意契約を行った。	特命随意契約
27	施設建築課	県立中部A特別支援学校(仮称)新築工事基本設計業務	令和5年7月5日	80,851,100	(株)国吉設計、(株)エー・アール・ジー、(株)設備研究所 設計共同体 ①(株)国吉設計 ②(株)エー・アール・ジー ③(株)設備研究所	①沖縄県那覇市首里崎山町4-206 ②沖縄県浦添市大平2-19-11 ③沖縄県那覇市若狭1-3-2	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ6者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記共同体の提案は、担当技術者の技術力及び業務実施方針にかかる技術提案について優れており、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	施設建築課	中央児童相談所外壁等改修工事(第1期)監理業務	令和5年8月1日	1,229,800	(株)末吉栄三計画研究室	沖縄県那覇市具志一丁目17番24号	第167条の2 第1項第2号	<p>今回、工事監理の対象となる工事内容は、中央児童相談所の長寿命化を目的として、外壁クラック補修及び塗装等の改修を行うものである。当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>また、本施設は児童福祉施設という特殊な施設である。児童、職員らが常に利用しながらの工事であり、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等において迅速かつ適切な対応が求められることとなる。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については左記相手方が行い、令和4年1月に完了している。設計業務・現場調査をとおして、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約
29	施設建築課	宜野湾高校校舎改築工事(第2期・解体)監理業務	令和5年8月10日	2,293,900	(株)具志堅建築設計事務所	沖縄県那覇市楚辺2-31-9	第167条の2 第1項第2号	<p>当該工事は、生徒や教職員が隣接する校舎を利用しながら校舎の解体を実施するものであることから、安全上及び運営上の特段の配慮が求められる。また、解体工事においては設計時に予期し得ない埋設物等が露呈するなど、不測の事態が発生する可能性が高く、その際には迅速かつ適切な対応が求められる。</p> <p>左記相手方は、宜野湾高校校舎改築工事の実設計業務並びに第1期工事、第1・解体工事及び第2期工事の監理業務を受注し、適正に業務を履行していることから、当該工事に精通し、不測の事態が発生した場合にも迅速かつ適切な対応が期待できる。また、当該工事は早期完了の必要があり、当該工事に精通している設計事務所等は左記相手方以外にない。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	施設建築課	陽明高校校舎改築工事(解体)監理業務	令和5年8月10日	2,856,700	(株)フォーム建築研究所	沖縄県浦添市伊祖1-32-6	第167条の2第1項第2号	<p>陽明高校解体工事については、1工区と2工区に分かれており、1工区でアスベスト撤去及び什器の撤去工事を行い、追って1工区、2工区がそれぞれの躯体撤去工事に着手する予定となっており、関連工事間での調整が必要となっている。</p> <p>また、当該敷地は高台にあり、一部法面の崩壊防止対策が必要な斜面に面していることから工事施工においては安全性への配慮が必要となっている。敷地が狭小で、学校施設を運用しながらの解体工事となっており、設計段階では予期し得ぬ事態が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が求められることとなる。</p> <p>以上のことから、解体工事の対象となる施設において構造上、施設利用形態上の制約がある。</p> <p>左記相手方は校舎の基本・実施設計業務及び解体工事の実実施設計業務を担当しており、現場の状況を十分に把握し、業務内容に精通していることから、工事における的確な指示及び不測の事態等発生時には迅速な対応が期待でき、工事の確実で円滑な進捗が図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
31	施設建築課	工業技術センター屋上・外壁等改修工事監理業務	令和5年8月30日	2,447,500	(有)CaSa plus	沖縄県宜野湾市上原1-10-3	第167条の2 第1項第2号	<p>工事監理の対象となる工事内容は、工場(実験棟)の屋上・外壁の改修工事を行うものである。当該改修工事は、建物形状が複雑で今回の改修工事設計の段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(ケイカル板の破損状況など)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>当工事は、入居者が施設を利用しながらの工事であり、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等において迅速かつ適切な対応が求められることになる等、施設運営・構造上の制約がある。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については上記相手方が行い、令和5年3月に完了している。設計業務・現場調査をとおして、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	施設建築課	県営団地昇降機改修工事監理業務(嘉手納・上之屋・真玉橋・安岡)	令和5年9月8日	2,662,000	(有)環境空間	沖縄県名護市宮里7-2-3	第167条の2第1項第2号	<p>当該業務は、公営住宅の昇降機設備における現行耐震基準等への適合化等を行うための改修工事の監理業務である。</p> <p>当該工事の設計業務については、令和3年度に左記設計者により完了している。</p> <p>対象工事は既存設備を改修する工事であるため、机上の検討や現場確認だけでは分からない部分が発生し、修正設計の必要が生じる可能性が考えられる。また、各工事とも団地住民が平常通りに居住している中での工事となることから、工事中は住民の安全確保が最重要となる。さらには工事期間中は昇降機が使用出来ない期間があり、改修工事の進捗状況で住民生活に多大な影響を与えることとなる。</p> <p>そのため、工事は安全かつ円滑な施工及び進捗が必要になり、現況を詳細に把握したうえで監理業務を遂行する必要がある。</p> <p>万一、修正設計が必要になった場合も、住民への負担を考慮した場合、迅速な設計変更が不可欠である。本件工事の設計業務の受注者である(有)環境空間は、綿密な現場調査及び改修履歴、並びに昇降機の利用状況の確認を行っており、該当昇降機において既存施設を運用しながらの施工の留意事項等も把握している。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	施設建築課	沖縄県工業技術センター空調設備改修工事監理業務	令和5年9月8日	1,848,000	(株)ニライ設備設計	沖縄県那覇市字識名1195-1	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄県工業技術センター空調設備改修工事設計業務(以下「設計業務」という。)については、左記設計者が受注しており、令和5年3月22日に完了している。</p> <p>本業務は、改修工事における監理業務であり、施設改修工事を行うなかで把握される空調、換気等の劣化や、敷設される配管等の設備器機の設置状況により、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化し、変更設計等迅速な対応が求められる。</p> <p>また、建物に職員が居ながら実施する執務並行工事であり、現場を停滞させることなく、円滑に対応することが求められ、施設の劣化状況の対処方法に精通している必要がある。</p> <p>よって、現場の状況等に特に精通した者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札に適しないものとする。</p> <p>左記設計者は、設計業務を通して、施設管理者との調整及び現場調査による施設の劣化状況及び入居者等の業務内容に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約
34	施設建築課	八重山農林高校普通教室棟改築工事修正設計業務	令和5年9月25日	5,577,000	(株)エー・アール・ジー	沖縄県浦添市大平2-19-11	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、平成29年3月30日に完了した八重山農林高校普通教室棟改築工事設計業務(以下、当初設計業務という)の修正設計である。</p> <p>業務の内容は、見積りの再徴収や、物価資料単価の更新のほか、当初設計完了から7年経過したことによる、設備等の機器の見直し等が含まれている。当該業務を当初設計業務受注者以外の建築設計業者に委託した場合、構造・意匠等において当初設計業務との不整合が生じ、改築工事施工が困難になるおそれがある。</p> <p>したがって、本業務は契約の目的物(当初設計業務の修正設計)に制約があることにより、契約を履行できる者が当初設計業務受注者に特定される業務である。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	北部土木事務所	北部地区河川 海岸砂防事業 技術審査等支 援業務委託(R 5)	R5.7.6	3,168,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、総合評価方式一般競争入札において工事入札参加者から提出される技術資料を分析・整理する業務であり、発注工事情報に接することになる。 沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団であり、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保する体制も整備されており、発注関係事務を公正に行うことができるため選定した。	特命随意契約
36	北部土木事務所	北部管内道路 災害応急対策 業務委託(R5 -2)	R5.8.8	9,383,000	(株)屋部土建	沖縄県名護市港2-6- 5	第167条の2 第1項第5号	本業務は、台風6号で被災した北部管内道路の復旧に関する業務である。被災箇所が多数点在しており、早期復旧に際し、既契約の応急処理受注者では人手が足りず、新たな支援が必要な状況であった。そこで、「災害時における応急対策に関する基本協定書」に基づき、沖縄県建設業協会に対し支援を要請したところ、左記業者が対応可能との通知があり、履行体制も確認できたことから、早期かつ確実な業務を履行できる左記業者と随意契約を締結した。	特命随意契約
37	北部土木事務所	県道9号線大 保大橋コンク リート耐久性検 討業務委託(R 5)	R5.8.21	5,643,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、現在施工中の大保大橋P1橋脚について、初期欠陥抑制と表層品質向上のため、表層品質確保試行の指導を行うとともに、この試行に関するデータを収集・整理するものである。 上記業務は、県のコンクリート品質確保に向けた取り組みであり、その方法検討や評価を公正・中立に遂行可能な機関は契約の相手方である(公財)沖縄県建設技術センターのみであることから選定した。	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	北部土木 事務所	金武湾港海岸 (屋嘉地区)災 害復旧測量設 計業務委託(R 5)	R5.9.19	1,705,000	琉球建設コンサルタント (株)	沖縄県浦添市伊祖1-3 2-8	第167条の2 第1項第5号	本業務は、台風6号により被災した金武湾港海岸(屋嘉地区)における災害復旧工事のための測量設計業務である。 護岸に関して、被覆石下部の裏込材及び堤体土砂が流出しており被害拡大が懸念されること、また、背後の水叩部は散策路となっており、海岸利用者の安全性確保が必要なことから早急に復旧しなければならない。 「災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定」に基づき、(一社)沖縄県測量建設コンサルタンツ協会に支援を要請したところ、左記業者が対応可能との通知があり、履行体制も確認できたことから、早期かつ確実な業務を履行できる左記業者と随意契約を締結した。	特命随意 契約
39	北部土木 事務所	名護宜野座線 災害復旧設計 業務委託(R5 年災)	R5.9.21	10,186,000	上城技術情報(株)	沖縄県宜野湾市嘉数2- 18-20	第167条の2 第1項第5号	本業務は、令和5年8月の台風6号によって被災した名護宜野座線の災害復旧に必要な調査を行うものである。幹線道路かつバス路線でもあることから早急に災害復旧設計に着手する必要があった。 「災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定」に基づき、(一社)沖縄県測量建設コンサルタンツ協会に支援を要請したところ、左記業者が対応可能との通知があり、履行体制も確認できたことから、早期かつ確実な業務を履行できる左記業者と随意契約を締結した。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	北部土木 事務所	国道449号災 害復旧設計業 務委託(R5年 災)	R5.9.21	26,895,000	(株)沖技	沖縄県浦添市勢理客4- 17-11	第167条の2 第1項第5号	本業務は、令和5年8月の台風6号によって被災した国道449号線の災害復旧に必要な調査設計を行うものである。本路線は海洋博記念公園への主要なアクセス道路であることから、早急に災害復旧設計に着手する必要がある。 「災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定」に基づき、(一社)沖縄県測量建設コンサルタント協会に支援を要請したところ、左記業者が対応可能との通知があり、履行体制も確認できたことから、早期かつ確実な業務を履行できる左記業者と随意契約を締結した。	特命随意 契約
41	北部土木 事務所	国道505号災 害復旧設計業 務委託(R5年 災)	R5.9.29	8,459,000	(有)パブリックコンサル タ ンツ	沖縄県宜野湾市赤道1- 4-21	第167条の2 第1項第5号	本業務は、令和5年8月の台風6号によって被災した国道505号の災害復旧に必要な調査設計を行うものである。 幹線道路かつバス路線でもある本路線において、現在片側交互通行となっていることから、早急に災害復旧設計に着手する必要がある。 「災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定」に基づき、(一社)沖縄県測量建設コンサルタント協会に支援を要請したところ、左記業者が対応可能との通知があり、履行体制も確認できたことから、早期かつ確実な業務を履行できる左記業者と随意契約を締結した。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	北部土木 事務所	本部港(本部地区)災害復旧調査測量設計業務委託(R5年災)	R5.10.19	12,144,000	(株)エコー	那覇市真嘉比3-2-18	第167条の2 第1項第5号	本業務は令和5年8月の台風6号により被災した、本部港(本部地区)岸壁災害復旧に係る調査測量設計業務を委託するものである。災害復旧工事に向け早急に調査測量設計を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を適用することとした。 業者の選定にあたっては、本部港における岸壁設計や災害復旧設計の受注実績があり、緊急の対応も可能である3者を選定し見積書を徴した結果、左記業者と随意契約を締結した。	
43	中部土木 事務所	県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(桁製作設備損料その7)	令和5年8月31日	142,989,000	コアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)JV	①沖縄県浦添市宮城2丁目17番2号 ②沖縄県沖縄市海邦町3番地27	第167条の2 第1項第2号	桁製作設備は事業完了まで全セグメントを製作するために必要な設備であり、本橋梁建設のために製作した特殊仕様となっている。 本工事は、セグメント製作のための機械経費について、設備を設置したコアツ工業・沖縄ピーシー(株)JVと継続して契約しなければならない。 上記の理由により、当該業務の性質が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないものに該当し、コアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)JVと随意契約を行った。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	中部土木 事務所	仲順(1)地す べり応急処置 業務委託(R5 -2)	令和5年9 月4日	3,740,000	(株)京和土建	沖縄県那覇市字識名29 0番地21	第167条の2 第1項第5号	<p>【業務概要】 本業務は、北中城村仲順(1)地すべり防止区域における応急処置業務である。</p> <p>【特命随意契約とする理由】 当該斜面は、平成30年度に地すべりが発生し、同年度に土嚢設置及びモルタル吹付による対策を実施した箇所である。</p> <p>その後、令和4年2月の現場確認では、モルタル吹付箇所や既設法枠にひび割れが確認され、また令和5年5月の現場確認では、モルタル吹付箇所のひび割れの進行が確認されたことから、その対策を実施するため、3者見積もりによる随意契約の手続きを進めていたが、1者のみの応札となり、入札不調となった。</p> <p>当該斜面においては、令和5年8月上旬に沖縄本島を通過した台風6号の影響により、更なる地すべりの兆候が確認されており、今後の台風襲来等による豪雨により斜面上部にある住宅や斜面下にある村道への甚大な被害が想定され、早急な対策が必要になっていることから、「仲順(1)地すべり応急処置業務委託(R5)」に応札した下記業者と特命随意契約を行った。</p>	特命随意 契約
45	中部土木 事務所	中城湾港(西原 与那原地区)防 波堤(内)災害 復旧設計業務 委託(R5)	令和5年9 月26日	3,157,000	(株)国建	沖縄県那覇市久茂地1丁 目2番20号	第167条の2 第1項第5号	<p>【業務概要】 本業務は、令和5年8月上旬に襲来した台風6号によって被災した中城湾港(西原与那原地区)防波堤の災害復旧工事を行うために必要な設計を行うものである。</p> <p>【随意契約とする理由】 台風6号による波浪・高潮により当該防波堤の被覆石が被災した。また基礎捨石の洗堀も著しく、早急に対策が必要である。早急に災害査定を受ける必要があることから、中城湾港(西原与那原地区)防波堤の設計を行った実績のある下記業者を選定し、随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
46	中部土木 事務所	中部管内橋梁 定期点検支援 業務委託(R5)	令和5年9 月8日	2,981,000	公益社団法人沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、公益財団法人沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」(以下OCTCシステムと呼ぶ)へ橋梁定期点検データを登録し、データベースの構築、維持管理、データ更新を行うことを目的として実施するものである。</p> <p>橋梁定期点検及び点検データ作成は別途発注の委託業務で行うが、点検業者毎にバラツキのある評価を一元的に照査し、OCTCシステムへ登録する前に適正化する作業も実施する。</p> <p>OCTCシステムは、県内の道路や河川等各公共施設の統合台帳であり、同システムを利用することで、本庁や各土木事務所と台帳を共有することができ、効率よく業務を行うことができるものである。</p> <p>公益財団法人沖縄県建設技術センターは、同システムに関する著作権・使用権を有しており、業務を円滑且つ適正に実施出来る唯一の機関である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないものと判断し、公益社団法人沖縄県建設技術センターと随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
47	中部土木 事務所	公園・街路・河 川事業技術審 査支援業務委 託(R5)	令和5年7 月4日	2,937,000	公益社団法人沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施行計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加点対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」という。)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
48	中部土木 事務所	仲順地すべり (緊急改築)調 査設計業務委 託(R5)	令和5年9 月25日	2,475,000	(株)沖縄設計センター	沖縄県那覇市首里末吉 町3-57-6	第167条の2 第1項第5号	<p>【業務概要】 本業務は、令和5年8月上旬に襲来した台風6号によって被災した仲順地すべり(緊急改築)地区の地すべり対策工事に必要な調査設計を行うものである。</p> <p>【随意契約とする理由】 台風6号の襲来に伴う大雨等により法面の表層崩壊が発生した。現状の不安定化した法面のままでは、背後の抑止杭に影響を与える危険性があるため、早急に対策が必要となる。</p> <p>また、斜面下には、道路があることから、人的被害を未然に防止するために早急な現地調査や設計が必要である。</p> <p>【業者選定理由】 中部管内の地すべり対策の設計を行った実績がある3者を選定し、最も価格の低い見積書を提出した左記業者と契約を行った。</p>	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
49	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)技術 審査支援業 務委託(R5)	令和5年7 月20日	1,859,000	公益社団法人沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。</p> <p>本業務の内容は、工事発注資料作成[公告文(案)、入札説明書(案)]及び工事入札参加者から提出される技術資料の分析・整理及びヒアリング記録作成であり、発注工事情報に接することになるため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>公益財団法人沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事に資する適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えている。</p> <p>上記の理由により、当該業務の性質が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないものに該当し、(公財)沖縄県建設技術センターと随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
50	中部土木 事務所	熱田(4)地す べり調査測量 設計業務委託 (R5)	令和5年9 月8日	1,540,000	(株)協和建設コンサルタ ント	沖縄県浦添市仲間1-2 2-7	第167条の2 第1項第5号	<p>【業務概要】 本業務は、令和5年8月上旬に襲来した台風6号によって被災した熱田(4)地すべり地区の地すべり対策工事に必要な調査測量設計を行うものである。</p> <p>【随意契約とする理由】 現在、施工中の熱田(4)地すべり・仲順地すべり対策工事(R4)の区域内において、台風6号の襲来に伴う大雨等により斜面崩壊が発生し、これから実施する仮設足場の設置や抑止杭の安全な施工に支障をきたしている。</p> <p>また、斜面下には、民家や道路等もあることから、人的被害を未然に防止するために早急な現地調査や測量設計が必要である。</p> <p>【業者選定理由】 中部管内の地すべり地区にて設計を行った実績がある3者を選定し、最も価格の低い見積書を提出した左記業者と契約を行った。</p>	
51	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 5-2)	令和5年9 月25日	1,298,000	公益社団法人沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>【業務概要】 本業務は、幸地インター線に係る工事における1件の工事の当初積算代行を目的とした、総合的技術支援業務を委託するものである。</p> <p>【随意契約とする理由】 本業務は、対象とする工事が大規模で、高度な技術的判断を必要とし、また迅速な対応が要求されるものである。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることが無いよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平、公正で適切な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターは、実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において、現状では他に代わる者はいないことから、契約相手として随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
52	宮古土木 事務所	池間大橋電気 防食維持管理 業務委託(R5)	R5.7.4	1,804,000	(株)ニューテック康和	東京都北区東田端二丁 目1番3号	第167条の2 第1項第2号	<p>池間大橋の補修工事において、鋼材腐食対策として電気防食工法を採用しており、電気防食の状況を遠隔で確認できる遠隔監視システム(システム名:イージーMモニター)をあわせて導入している。</p> <p>本業務は、当該システムを用いて電気防食の定期点検及び維持管理を行うものである。遠隔監視システム(イージーMモニター)は(株)ニューテック康和が保有するシステムで、著作権・使用権は、(株)ニューテック康和が有している。</p> <p>よって、同システムを保有する(株)ニューテック康和と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。</p>	特命随意 契約
53	下地島空 港管理事 務所	下地島空港港 湾衛生調査業 務委託(R5)	令和5年 9月25日	1,857,570	沖縄サニタリー株式会社	沖縄県那覇市西一丁目 17番19号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、感染症を媒介する有害生物の生態及び媒介する感染症、駆除方法など公衆衛生に係る専門的な知識及び技術を有する者が行う必要がある。</p> <p>沖縄サニタリー株式会社は、公益社団法人ペストコントロール協会の地区協会として設置され、蚊やネズミ等の有害生物の生息調査、その結果に応じた薬剤使用の検討などのペストコントロールが行える県内唯一の業者であることから、当該事業者と随意契約を締結した。</p>	